

参考資料

令和5年3月30日 全員協議会

宮津市市税条例の一部改正について【専決予定】

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆専決内容の主旨・目的

地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日までに公布予定であることから、本条例の一部改正を専決処分により行うもの。

◆専決内容の概要

1 固定資産税・都市計画税

高経年マンションの外壁剥離など、管理不全マンションの発生未然防止を図るため、税軽減制度を創設するもの。

○長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額減額措置（1戸当たり100㎡を上限、減額割合は1/3）

【対象となるマンションの要件】

- ・築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ・大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ・長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること

【対象工事】令和5年4月1日～令和7年3月31日までの間に完了した長寿命化工事

2 軽自動車税

低炭素社会実現のため、より環境性能の良い車両の普及を促進するもの。

○環境性能割と併せて、グリーン化特例の適用期限を3年延長

①環境性能割の税率区分について見直すもの(令和5年12月末まで現行区分を据置き)

適用対象車	税率区分	現行	令和6年1月～	令和7年4月～
電気自動車等	非課税	要件なし		
ガソリン車		令和12年度燃費基準75%達成～	令和12年度燃費基準80%達成～	令和12年度燃費基準80%達成～
石油ガス車	1%	令和12年度燃費基準60%達成～	令和12年度燃費基準70%達成～	令和12年度燃費基準75%達成～
ディーゼル車	2%	上記以外又は令和12年度燃費基準未達成		

②種別割のグリーン化特例（軽課）を延長するもの

特例割合	適用対象車
75%軽減	電気自動車等 →令和7年度取得分まで
50%軽減	令和12年度燃費基準90%達成（営業用乗用車のみ）→令和7年度取得分まで（延長なし）
25%軽減	令和12年度燃費基準70%達成（営業用乗用車のみ）→令和6年度取得分まで（延長なし）

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、天然ガス自動車

3 その他条文整理 様式の新設や引用条項ずれ等に伴う改正

◆施行日 令和5年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・令和4年12月23日 令和5年度税制改正の大綱 閣議決定
- ・令和5年3月末 地方税法等の一部を改正する法律 公布予定

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- 1 マンション管理の適正化や長寿命化、再生の円滑化
- 2 環境性能の良い車両の普及

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

税務・国保課税務係（45-1612）

